

岩手県告示第85号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定する。

平成31年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定区域	埋立地の区分
奥州市水沢羽田町字門下210番8、210番9、214番8及び215番3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号